

気象警報発表時における学校の対応について

令和8年7月1日
揖斐川町教育委員会

	状 況	対 応
気象警報発表	①登校前に発表されている場合	・ 自宅で待機する。
	②家を出た後に発表された場合 (または警報発表を知った場合)	・ 自宅に近い場合は引き返し、学校に近い場合は学校に避難する。
	③学校到着後に発表された場合	・ 学校で待機し、状況に応じて適切な処置をとる。
気象警報解除	①午前6時までに解除された場合	・ 普通どおり授業を行う。
	②午前6時を過ぎてから8時までの間に解除された場合	・ 解除後に登校し授業を行う。(給食有)
	③午前8時を過ぎてから解除された場合	・ 臨時休業とする。
その他	①警報発表時及び対応の変更がある場合は、「スマート連絡帳」または音声告知放送で連絡する。 ②連絡は、原則午前6時、午前8時に実施する。ただし、早期に判断ができる場合や緊急の場合は、この時刻以外にも連絡することがある。 ③台風接近の場合、警報が発表されていなくても、警報発表が予想される場合には、気象状況(台風の中心位置、規模、進行速度、方向等)を総合的に判断し、臨時休業や授業の打ち切りを決定することがある。 ④児童生徒が登校後に警報が発表された場合、気象状況・道路や河川の状況等を判断して安全に帰宅できると認めた際には、当日の授業を打ち切り、下校させることもある。なお、児童生徒が安全に帰宅できないと判断される場合は学校で待機させるとともに、下校する場合は、原則、学校での保護者等への引き渡し下校とする。 ⑤教職員の勤務時間外において、暴風雨等で学校施設に被害が予測される場合や、避難所設営が必要な場合には、教育委員会の指示により、管理職等が学校施設内で待機する。 ⑥落雷や竜巻等に注意が必要な場合は、上記の気象警報発表時と同様の対応をとることとする。ただし、登校・下校時間帯に落雷や竜巻等が発生し、注意が必要な場合は、自宅待機や一時学校に待機させるなどの対応をすることがある。	

※気象警報は、[レベル3河川氾濫警報]、[レベル3大雨警報]、[レベル3土砂災害警報]、[暴風警報]、[暴風雪警報]を示し、いずれかの警報が発表された場合に上記の対応をとるものとする。

ただし、[大雪警報]の対応については、教育委員会の指示のもと、各学校・地域によって具体的な対応を行うこととする。

※気象警報発表時(休日、学校閉庁日を除く)、管理職は午前6時までに学校で待機することとする。

新しい防災気象情報の情報体系とその名称					
	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める